

ら二まで」に改め、同号八中「前号ホ」を「前号ヘ」に改め、同号二中「前号ト」を「前号ナ」に改め、同項第三号を削り、同条第六項第二号中「第三項第一号ハ」の下に「及びニ」を加え、同項第三号中「階高及び」を削り、それぞれ四メートル以上及び八百五十平方メートルを「千五百平方メートル」に、千六百平方メートルを「三千平方メートル」に改める。

（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第四条 前条の規定による改正後の地方税法施行令附則第三項及び第六項の規定は、この政令の施行の日以後に新設され、又は増設された同条第三項に規定する倉庫及び同条第六項に規定する上屋に対して課する平成十八年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に新設され、又は増設された前条の規定による改正前の地方税法施行令附則第三項に規定する倉庫及び同条第六項に規定する上屋に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）
第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号に次のように加える。

八 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第十一号に規定する中小企業業者が、他の事業者との連携により実施しようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業についての計画であつて同法第四条第一項の認定を受けたもの（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う当該流通業務総合効率化事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの。

（経済産業省組織令の一部改正）

第六条 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第九十条に次の一号を加える。

七 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で経済産業省の所掌に属するものに関する事（中小企業庁の所掌に属するものを除く。）。

第六十二号中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に關すること（中小企業業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業に關することに限る。）。

（国土交通省組織令の一部改正）

第七条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に關する事務で国土交通省の所掌に屬するものに関する事（港灣局及び政策統括官の所掌に屬するものを除く。）。

第四十七号中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に關する事務で国土交通省の所掌に屬するものに関する事（港灣局及び政策統括官の所掌に屬するものを除く。）。

第六十号中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に關すること（港灣流通拠点地区に關することに限る。）。

（中小企業政策審議会令の一部改正）
第八条 中小企業政策審議会令（平成十二年政令第百九十五号）の一部を次のように改正する。
第五項の表中中小企業経営支援分科会の項第二号中「、中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）第三条第三項」を削り、及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）を「、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）」及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項」に改める。

省 令

○文部科学省令第四十号

学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十五条第二項、第六十七号第一項、第六十八条の第二項、第三項及び第四項並びに第八十二条の七第四項並びに教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）第五条第五項第二号並びに附則第九項の表イの項並びに別表第一備考第二号の三及び別表第二備考第一号の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。
平成十七年九月九日

文部科学大臣 中山 成彬

学校教育法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第一号中「第六十八条の第二項」を「第六十八条の第二項」に改める。

（学位規則の一部改正）

第二条 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次
第二章 総則（第一条）
第三章 大学が行う学位授与（第二条―第五条の三）
第四章 短期大学が行う学位授与（第五条の四）
第五章 独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う学位授与（第六条・第七条）
第六章 雑則（第八条―第十三条）
附則

総務大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 岩永 肇一
経済産業大臣 中川 昭一
国土交通大臣 北川 一雄
内閣総理大臣 小泉純一郎

第一条中「第三項」を「第四項」に改め、「短期大学を除く。以下同じ。」を削る。
第二条中「、大学」の下に「（短期大学を除く。以下同じ。）」を加える。

第四条を第五章とする。

第六条中「第六十八条の第二項」を「第六十八条の第四項」に改める。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 短期大学が行う学位授与
（短期大学の学位授与の要件）

第五条の四 法第六十八条の第二項の規定による短期大学の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

（高等専門学校設置基準の一部改正）

第三条 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「学士の学位」を「学士若しくは短期大学の学位」に、これに相当する学位」を「これらに相当する学位」に改める。

（専修学校設置基準の一部改正）

第四条 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号及び第十九条第三号中「準学士の称号」を「短期大学の学位又は準学士の称号」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第五条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第三号中「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を加える。

第六十六条の第二号中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）」第六十九条の第二項に定める準学士の称号」を「短期大学の学位」に改める。